

水道の広域連携に関する国庫補助制度

水道事業運営基盤強化推進事業

- 防災・安全交付金により、広域連携に伴い必要となる施設等の整備事業等を補助
 - － 水道広域連携推進事業：（個別補助において、水道広域連携推進事業も同様にあり。）
 - 補助対象：事業運営の一体化（事業統合又は経営の一体化）の開始又は開始後の運営基盤強化のために必要な施設、設備、事務関係システム等の整備や更新等
 - 国費率：1／3（離島・奄美は1／2）
 - 補助要件：
 - ・水道基盤強化計画に基づく圏域における事業であること。（R12以前に開始する場合は除く）
 - ・市町村域を越えて2以上の事業運営の一体化であること。
 - ・計画区域内の給水人口が原則10万人以上（1万人未満の水道事業を含む場合は5万人以上）
 - ・補助事業開始後5年以内に事業運営の一体化を実現すること。
 - ・全体計画は原則10年間
 - － 水道基盤強化計画策定事業：
 - 補助対象：「水道基盤強化計画」等の策定等に関する経費
 - 国費率：1／2
 - 補助要件：
 - ・都道府県が実施する「水道基盤強化計画」等の策定等の事業であること。
 - － 水道施設DX推進事業：
 - 補助対象：DX導入のための委託費等
 - 国費率：1／3
 - 補助要件：
 - ・広域化を検討している協議会等に参加している水道事業者等
 - ・次のいずれかに該当
 - ①水道施設台帳のクラウド化 ②市町村区域を超えて実施するデジタル技術による点検・調査

水道の広域連携に関する国庫補助制度

水道事業運営基盤強化推進事業

- 防災・安全交付金により、広域連携に伴い必要となる施設等の整備事業等を補助

－ 水道施設再編推進事業：

○補助対象：

- ① 浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（管路は除く）
- ② 上流からの取水によるCO2削減量のシミュレーションや施設計画などにかかる調査検討費
- ③ 取水施設、導水施設

○国費率：1／3（離島・奄美は1／2）

○補助要件：次のいずれかに該当すること

- ① 配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業（以下のア及びイに該当）
- ② CO2削減量のシミュレーションや施設計画などに係る調査検討事業
- ③ 取水位置を上流に移転する際の取水施設、導水施設の整備を行う事業（以下のアウエに該当）
 - ア 資本単価が水道事業で90円/m³以上、水道用水供給事業で70円/m³以上
 - イ 公表された施設整備計画に基づき、同一系統において3施設以上の廃止を伴う統廃合
 - ウ 施設再編後の温室効果ガス排出量を既存の20%以上削減
 - エ 同一系統において、脱炭素化推進に向けて取水位置の上流化を実施

水道の広域連携に関する国庫補助制度

簡易水道再編推進事業

- 経営の一元化や管理の一体化を図るため、簡易水道施設又は飲料水供給施設の統合整備等を補助
 - 統合簡易水道:
 - 補助対象:市町村が策定する「簡易水道」
 - 国費率:1／4、1／3、4／10(財政力指数等によって異なる)(離島・奄美は1／2)
 - 補助要件:
 - ・市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく事業であること
 - ・水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、原則200m以上離れた他水道事業から浄水を受けること等
 - 簡易水道統合整備事業:
 - 補助対象:「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業
 - 国費率:1／4、1／3、4／10(財政力指数等によって異なる)(離島・奄美は1／2)
 - 補助要件:
 - ・市町村が策定する簡易水道施設統合計画に基づく上水道施設と簡易水道施設等との統合整備を行う事業であること
 - ・経営の一元化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業であること

水道の分散型システム導入に関する国庫補助制度

生活基盤近代化事業／個別補助、防災・安全交付金

- 既存の簡易水道事業または飲料水供給施設として維持したまま、分散型システムの導入する事業を補助
 - － 分散型システム導入事業：
 - 補助対象：
分散型システムを導入する際に必要な事業（水源整備（井戸等）、小型浄水処理装置
管路布設、既設管路の撤去、遠隔監視システム、運搬送水のための給水車、及びこれらと密接な
関係を有する施設等）
 - 国費率：1/4、1/3、4/10（財政力指数等によって異なる）、1/2（離島・奄美）
 - 補助要件：既存の簡易水道事業または飲料水供給施設として維持したまま、分散型システムを
導入する事業であること
 - 事業主体：簡易水道事業者

水道施設アセットマネジメント推進事業／防災・安全交付金

- 既存の水道事業として維持したまま、「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく分散型システムの導入
する事業を補助
 - － 分散型システム導入事業：
 - 補助対象：
分散型システムを導入する際に必要な事業（水源整備（井戸等）、小型浄水処理装置
管路布設、既設管路の撤去、遠隔監視システム、運搬送水のための給水車、及びこれらと密接な
関係を有する施設等）
 - 国費率：1/3、1/2（離島・奄美）
 - 補助要件：既存の簡易水道事業または飲料水供給施設として維持したまま、分散型システムを
導入する事業であること
 - 事業主体：水道事業者